

港区特別職報酬等審議会答申（概要）

1 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

据置きとする。

（令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告 月例給の改定を行わない。）

（参考）現在の区議会議員の議員報酬

区 分	月 額
議長	902,600円
副議長	780,200円
委員長	649,800円
副委員長	622,700円
議員	610,700円

現在の特別職の給料

区 分	月 額
区長	1,249,500円
副区長	1,004,800円
教育委員会教育長	933,600円

2 区議会議員及び特別職の期末手当

年間支給月数を0.15月引き下げる。

（令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告 △0.15月）

（参考）支給月数内訳

支給月		6月	12月	3月	合計
現行の年間支給月数		1.80月	1.90月	0.25月	3.95月
引下げ 月数	令和3年度	—	—	<u>△0.15月</u>	<u>△0.15月</u>
	令和4年度 以降	<u>△0.075月</u>	<u>△0.075月</u>	—	

改定後の 年間支給 月数	令和3年度	1.80月	1.90月	0.10月	3.80月
	令和4年度 以降	1.725月	1.825月	0.25月	

※実施時期 令和3年度は条例の公布の日。令和4年度以降は令和4年4月1日から実施



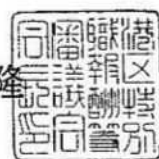
令和3年11月29日 資料No.9-2
総務常任委員会

令和3年11月22日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 山本 隆



区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、
副区長及び教育委員会教育長の給料及び期末手当の額
について（答申）

令和2年7月8日付2港総総第931号により、本審議会に対し
諮問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額
並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料及び期末手当の額
について、別紙のとおり審議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和3年（2021年）11月22日

1 はじめに

本審議会は、令和2年7月8日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和3年10月20日の特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の月例給の改定は行わず、特別給（期末手当・勤勉手当）のうち期末手当の支給月数の引下げが示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等について審議し、答申をすることとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、特別区人事委員会が実施した民間給与実態調査の内容について、港区の財政状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるまちの実態を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料並びに区議会議員及び特別職の期末手当の現状

(1) 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の現状

現在の区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額は、次のとおりとなっている。

ア 区議会議員の議員報酬

区分	月額
議長	902,600円
副議長	780,200円
委員長	649,800円
副委員長	622,700円
議員	610,700円

イ 特別職の給料

区分	月額
区長	1,249,500円
副区長	1,004,800円
教育委員会教育長	933,600円

(2) 区議会議員及び特別職の期末手当の現状

区議会議員及び特別職の期末手当の支給月数は、3.95月であり、各支給月の内訳は次のとおりとなっている。

支給月	6月	12月	3月	合計
支給月数	1.80月	1.90月	0.25月	3.95月

3 区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況

(1) 社会経済動向について

景気動向に関し、内閣府月例経済報告によると、景気は、令和3年2月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とされ、5月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とされている。

その後、9月及び10月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。」とされ、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、」若しくは「感染対策を徹底し、」と違いはあるものの、「ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

(2) 特別区人事委員会勧告について

令和3年10月20日の特別区人事委員会勧告の主な内容と職員の給与及び特別給改定の状況

特別区人事委員会勧告は、月例給については、「職員の給与が民間従業員の給与を94円(0.02%)上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断する。また、特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数については、民間の特別給(賞与)の支給割合を考慮し、引下げを行うことが適当である。」という内容であった。特別給(期末手当・勤勉手当)の改定に当たっては、「民間における特別給(賞与)の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とする。なお、支給月数の引下げ分については、民間の特別給(賞与)における考課査定分の配分状況等を考慮し、期

末手当から差し引くこととする。」とし、改定の実施方法については、「勧告を実施するための条例の公布の日から実施することが適当」という内容であった。

区は、この報告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会報告どおりの内容で、職員の給与を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

(3) 港区の状況について

区の人口は、令和3年11月1日現在、約25万7,600人で、前年と比較して約1,900人減少している。平成8年以降継続して増加してきた人口は、令和2年6月以降、一部の月を除き減少傾向が続いている。

区財政については、令和2年度決算（普通会計ベース）において、歳入は、歳入の根幹を成す特別区民税や特別区たばこ税が、前年度比33億円、3.9%減の829億円となった一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金等の増加となり、全体では前年度比254億円、16.0%増の1,843億円となった。

歳出は、国の緊急対策である特別定額給付金の給付、特別融資あっせん実施、エンジョイ・ディナー事業の実施などの取組によって、前年度比211億円、14.0%増の1,710億円となった。

財政の弾力性（自治体財政の自由度）を示す総合的指標である経常収支比率は、令和2年度は児童発達支援センターやみなと科学館の開設に伴う経常経費の増や特別区税等の減収により、前年度比4.5ポイント増の74.6%となった。これは、一般的に適正な水準といわれている70%から80%の水準に位置し、特別区全体の平均値である81.9%と比較しても低い数値であることから、区の財政は他区と比較して弾力的で、新たな区民ニーズにも対応できるといえる。

また、自治体の財政力を判断する指標である財政力指数は、1.26となっている。特別区全体の平均値である0.54と比較しても高い数値であることから、区は他区と比較して安定的な財政運営を行っているといえ、経常収支比率、財政力指数ともに、高い財政力が示されているといえる。

今後の見通しについては、区の歳入の根幹を成す特別区民税収入が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりこれまでの増収傾向から減収に転じると見込んでいたものの、令和3年度の特別区民税当初課税段階では、前年度の水準を維持している。しかし、依然として景気の先行きは不透明であり、景気動向が特別区民税収入に与える影響を慎重に見極めていく必要がある。

同じく歳出は、厳しい財政状況の中にあっても、赤坂中学校等改築などの施設整備を予定しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の対策として有効な行政手続のオンライン化、キャッシュレス化など、区民が新しい技術の恩恵を享受できる社会

を実現するためのDX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組や世界的な気候変動への対応としてのゼロカーボンシティへ向けた取組、感染症の感染拡大の経験を踏まえたまちづくりの推進など、新たな社会課題への対応を的確かつ迅速に取り組み、港区基本計画における計画事業を着実に実施するとしている。

（４）職責の重要性について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、このところ収束に向かう兆しがあるが、区民生活や地域経済に極めて深刻な影響を及ぼし、人々の暮らしや働き方にも影響を与え、区民の生活意識や行動は大きく変化している。

これに対して区は、感染症の感染拡大当初から対策を進め、令和3年度当初予算において、ワクチン接種や中小企業者への特別融資あっせんなど、様々な対策に約79億円を計上するとともに、5回の補正予算を編成し、感染症拡大のいち早い収束と、区民生活や地域経済を守るための取組を迅速かつ積極的に進めてきた。

ワクチン接種においては、他区や東京都と合同で東京ドームでの実施や、深夜や区民以外でもワクチン接種できる環境を整え、感染拡大防止に取り組んでいる。

また、感染症の感染拡大の影響が長期化していることにより、経済的な影響が大きいひとり親家庭を対象に夕食を提供するエンジョイ・ディナー事業を拡充し、経済的な支援を必要とする子育て世帯を対象に、利用者が選択した食料品や日用品を配送するエンジョイ・セレクト事業を実施している。

さらに、7月から、起業に必要な経費の一部を補助する創業再チャレンジ支援事業の開始、過去最大となる総額15億円分のプレミアム付き区内共通商品券の発行を支援し、区内共通商品券の電子化についても迅速に検討を進め、また、キャッシュレスで「トキメク、ミナトク。」地元応援キャンペーンを実施するなど、区民の暮らしや区内産業の早期回復に向けた施策を実施している。

区財政の厳しい状況が見込まれる中、区は、いかなる状況下にあっても、これまで計画的に積み立てをしてきた各基金をそれぞれの設置目的に沿って最大限活用するなど、あらゆる手法による財源の確保と効果的な事業構築などにより、基幹的な区民サービスを維持しつつ、新型コロナウイルス感染症感染拡大対策などの突発的、緊急的な行政需要に対しても、迅速かつ積極的・戦略的な政策の立案、実施を行う必要がある。

そのため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通して執行機関のチェック機能

を果たすとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした不安からくる区民要望への対応など、住民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、特別区人事委員会、東京都人事委員会及び人事院の勧告を参考としながら、主に特別区人事委員会が実施した民間給与実態調査の内容を踏まえ、慎重に審議を行った。

区財政を支える特別区民税は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、減収に転じると見込んでいたが、令和3年度の当初課税段階においては、前年度の水準を維持している。また、港区の商店街の実態では、一部の業種ではコロナ禍において売上げが大幅に伸びていることもあり、格差が広がっている。そのため、特別区人事委員会勧告のように全体の平均値とすると実態が見えなくなってしまうことから、月例給の据置きには同意するが、期末手当の引下げについては保留としたいという意見もあった。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、港区においても商店の廃業や従業員の削減など地域経済は厳しい状況にあり、当初課税額は前年度の水準を維持しているものの、今後の見通しは不透明であることや、人口減少による来年度以降の特別区民税の課税額への影響も懸念されることなどから、特別区人事委員会の勧告どおり、月例給は据置き、期末手当を引き下げるべきという意見が多数であった。

これらの審議を踏まえ、一昨年から引き続くコロナ禍の影響に伴う厳しい区民生活に鑑み、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はいずれも据置すが、区議会議員及び特別職の期末手当は、それぞれ引き下げることが妥当であるとの結論に至った。

(1) 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料について
据置きとする。

(2) 区議会議員及び特別職の期末手当について

ア 改定額

期末手当を0.15月引き下げる。

イ 実施時期

条例の公布の日

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 山 本 隆

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員 白 井 浩 之

委 員 木 村 暖 子

委 員 郡 司 知 志

委 員 関 喜和子

委 員 寺 西 伸 政

委 員 南 かほる

委 員 宮 城 昭一郎

委 員 吉 野 茂